

## 京丹波観光・飲食応援クーポン 換金マニュアル

- 1 換金受付期間 令和2年10月26日(月)～令和3年3月15日(月)  
※土日祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)をのぞく
- 2 換金受付時間 午前9時～午後5時
- 3 換金受付場所 京丹波町観光協会 窓口
- 4 持参するもの
  - ① 使用済クーポン
  - ② 換金依頼書(当協会のホームページからダウンロード可)
  - ③ クーポンを販売した際の売上金  
※クーポンの売上金は当協会が回収し、使用済クーポン分を振込します。
  - ④ 購入申込書
- 5 換金方法 原則、毎週月曜日までに受付けた分を同じ週の金曜日に振込指定口座にお振込み
- 6 留意点
  - (1) クーポン売上代金について
    - ① クーポンを販売された際の購入申込書と販売売上金をご確認のうえ、一緒に事務局にご提出ください。
  - (2) 回収されたクーポンの取扱いについて
    - ① 令和3年3月15日(月)までに提出されなかったクーポンは換金受付できません。
    - ② 使用済クーポンすべての裏面に店舗・施設名を記入または押印してください。
    - ③ 使用済クーポンが10枚以上ある場合は、10枚単位でホッチキス止めをしてください。10枚以下のものはバラで結構です。
    - ④ 換金依頼書と換金依頼書【控】の両方に同じ内容を記入してください。
    - ⑤ 複数店舗を登録されている場合でも店舗・施設ごとにまとめてご提出ください。振込口座が同じなら合算して振込します。
    - ⑥ 換金依頼書とクーポンの枚数、金額が合わない場合は、事務局から取扱店舗・施設へご連絡の上、返却させていただきます。再度、クーポンの枚数、金額をご確認のうえ換金依頼書を記入しご提出ください。
- 7 お問い合わせ 京丹波町観光協会事務局  
〒622-0213 京都府船井郡京丹波町須知色紙田1番地1  
TEL : 0771-89-1717 FAX : 0771-89-1713  
MAIL : [info@kyotamba.org](mailto:info@kyotamba.org)